

答申第156号
平成25年7月18日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成25年1月25日付神行行法第777号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の訴訟事件に関する「弁護士との委任契約書、着手金・成功報酬の契約と支払いがわかる文書」の公開請求における部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

非公開とされた情報のうち、「事件番号」を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、別紙に掲げた訴訟事件に関する「弁護士との委任契約書、着手金・成功報酬の契約と支払いがわかる文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、それぞれの訴訟に係る「委任状」及び「支出決定兼命令書」を特定し、訴訟の事件番号及び事件名（相手方が特定される可能性があるものに限る。）、相手方の氏名並びに弁護士の銀行口座を非公開とする部分公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、申立人は、非公開とされた情報のうち「事件番号」の公開を求めて、異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 25 年 1 月 4 日受付の異議申立書及び平成 25 年 3 月 14 日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 個人情報保護について

事件番号を不開示とする理由は、事件番号を開示すると、特定の個人が識別され・・・公開しないことが正当であるという、個人情報保護という理由による。

しかし、事件番号を開示しただけでは個人が識別されることにはならず、個人を知ろうと思えば、わざわざ裁判所に行って、その当事者が誰かを閲覧する必要があるが、そのような者がたくさんいるとも思えないので、非公開にする正当性に乏しい。

仮にそのような者がいたとしても、そもそも、裁判においては裁判の開始時に事件番号が公開法廷で読み上げられるし、法廷の外では当事者が誰かを示す書類が公開されている。さらに、裁判記録は閲覧禁止の措置が講じられていなければ天下に公開される（民事訴訟法第 91 条、第 92 条）。したがって、裁判の当事者がその氏名を知られたくないという権利は現行制度上保護されていない。

以上のように考えると、事件番号は、仮にそれによって、訴訟の当事者を知ることができないわけではないとしても、「公開しないことが正当」であることにはならないのである。したがって、個人情報保護は事件番号を非公開とする理由とはならない。

(2) 申立人の請求の趣旨

本件では、申立人は、複数の訴訟事件の事件番号を示して、これらの訴訟事件に関する弁護士との委任契約書、着手金・成功報酬の契約と支払いが分かる文書の開示を求めたところ、事件番号と当事者名以外は開示された。これは順序よく開示されたはずで、事件番号と委任契約書や報酬は照応しているはずであるが、事件番号が開示されていれば、どの事件の契約であり報酬であるかが正確に分かる。事件番号が分からないと、整理の過程で混乱する。要するに、本件請求は単に事件番号を知らないで、弁護士の契約や報酬と事件番号の開示を求めたのではなく、事件番号と契約書、報酬の結びつきを明らかにすることを求めたものである。

事件番号が不明だと、整理の過程において、かえって、神戸市から報酬をもらった弁護士に迷惑をかける可能性がある。

したがって、本件における事件番号の開示は、委任契約の当事者である弁護士に対する迷惑を回避するための正当なものである。

(3) 実施機関の主張は的外れであること

実施機関は、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」というだけでは裁判所には名寄帳がないので、事件を特定できないが、事件番号を申し出れば、訴訟記録を閲覧でき、プライバシーを知ることができる」と主張する。

たしかに、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」の事件番号を公開すれば、それを手掛かりに裁判所で訴訟記録の閲覧をすれば、それは原則としては公開であるから、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」の相手方の氏名が分かり、場合によっては、そのプライバシーを知ることが不可能ではない。

しかし、そもそも、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」の相手方のプライバシーを知りたいと思って、事件番号の開示を求める人が世の中にいるであろうか。絶無ではないかもしれないが、絶無に近い可能性を考えて、情報を非公開にしたのでは、原則公開の情報公開制度は死んでしまう。

そして、このような極めて低い可能性も心配で、それをプライバシーの侵害と思うなら、当事者が閲覧禁止の措置を求めればすむ（民事訴訟法第91条、第92条）。

もし、〇〇氏と神戸市（神戸市長）の間の訴訟事件に関する事件番号の公開請求を認めれば、〇〇氏が関わった事件が分かり、裁判所に行けば、〇〇氏の関わった裁判内容が分かることがある。しかし、本件では、〇〇氏が関わった事件という請求の仕方をしていないので、そのようなことが分かるはずはない。

肝心の点であるが、本件では、申立人は、事件番号を特定して、それに関する弁護士との委任契約と報酬の開示を求めているのであって、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」の事件番号の公開請求をしているものではないので、実施機関の主張は的外れである。

(4) 事件番号の開示はプライバシー侵害の可能性を増加させないこと

実施機関は、事件番号から、裁判所に行って、記録を見るならば、事件当事者のプ

プライバシーなども分かるというが、事件番号を知らない者に事件番号を開示すれば、そのようなことが起きる可能性が絶無ではないとしても、本件では、申立人は、単に事件番号の開示を求めたのではなく、(2)で述べたように、事件番号を示して、それに関する委任契約書と弁護士報酬の開示を求めた（両者の結びつきを明らかにすることを求めた）のであるから、裁判の当事者のプライバシーを知りたければ、神戸市からの開示を待たずに、そのまま裁判所に行けば可能なことなのである。したがって、神戸市が事件番号を開示しても、このプライバシー侵害の可能性を増加させることはない。したがって、本件の場合、事件番号の不開示には意味がない。

(5) 結語

以上のように、本件公文書の一部「事件番号の部分」を非公開とする処分は、条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 2 月 20 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 3 月 19 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 事件番号と訴訟記録の閲覧

訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法第 91 条第 1 項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定めており（行政事件訴訟についても、行政事件訴訟法第 7 条の規定により、同法に定めがない限り、民事訴訟の例によることとされており、行政訴訟記録についても以下同様である。）、民事訴訟法第 91 条第 2 項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）若しくは同法第 92 条（秘密保護のための閲覧等の制限）に該当する場合、閲覧請求権の濫用と認められる場合等を除き、当事者以外の者も閲覧請求が可能である。

神戸地方裁判所に確認したところでは、例えば、単に「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」というだけでは、一覧表、名寄帳のようなものもないので、対象の事件を特定できず、閲覧請求に応ずることはできないが、事件番号を申し出れば対象の事件を特定することができ、除外事項等に該当しない限り閲覧請求に応ずることができるとのことである。

(2) 条令第 10 条第 1 号に該当すること

① 同号本文に該当すること

訴状、判決書等には必ず当事者が記載されることとなっており（民事訴訟法第 133 条第 2 項第 1 号、同法第 253 条第 1 項第 5 号）、当事者の住所及び氏名が表示されている。また、このほか、訴訟記録には、一般的に、その事案によって、本籍や家族関係など戸籍的事項に関する情報、学歴、職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動状況に関する情報等が記載されている。

上記のとおり、事件番号がわかれば当該訴訟記録の閲覧請求ができるのであるから、その事件番号が訴訟の当事者、証人、関係者その他の個人に係る「特定の個人が識別されうる情報」に該当することは疑いのないところである。また、これが「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要である」とはいえない。したがって、事件番号は条例第10条第1号本文に該当する。

② 同号アに該当すること

ここで明確にしておかなければならないのは、実施機関が保有する神戸市又は神戸市長が当事者である訴訟について情報公開により系統的、網羅的に事件番号を知ることができることによりその事件の訴訟記録を閲覧できることと、たまたま裁判所で口頭弁論期日における事件番号の読上げを傍聴すること等によりその事件の訴訟記録を閲覧できる可能性があることとは全く異なることである。

繰り返しになるが、訴訟事件の一覧表、名寄帳のようなものがあるわけではないから、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」という特定だけで裁判所において訴訟記録が閲覧できるわけではない。

裁判所が訴訟の一覧表を作成していなくても、例えば、誰かが神戸地方裁判所の平成25年（行ウ）第1号、同第2号と訴訟記録の閲覧請求を順次大量に行って一覧表を作成すれば、「神戸市又は神戸市長を当事者とする事件」の当事者名は全て分かるのではないかとの見解があるかもしれないが、このような閲覧請求は閲覧請求権の濫用として排除されるはずであるし、閲覧に当たっては民事訴訟費用等に関する法律第7条及び別表第2の1の項の規定により1件につき150円の手数料の支払を要するのであるから、現実的にはありえないものである。

以上のとおり、裁判の対審及び判決が公開で行われ、口頭弁論期日において事件番号が読み上げられているからといって、神戸市又は神戸市長を当事者とする訴訟の相手方である特定の個人が識別されうる情報が公にされているとはいえない。訴訟を提起し、又は提起されたからといって、個人情報に関する利益を一切放棄しなければならないかのような申立人の主張は誤りであるといわざるをえない。

仮に事件番号が一般的に公開されるなら、訴訟記録には、当事者の住所及び氏名にとどまらず、その事案によって、本籍や家族関係など戸籍的事項に関する情報、学歴、職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動状況に関する情報等も記載されているところ、例えば「〇〇という病気に関する訴訟の記録」という情報公開に対して事件番号を公開すれば、個人名は非公開としても個人名を公開するに等しいものである。繰り返しになるが、裁判所に対して「〇〇という病気に関する訴訟の記録」について閲覧請求をしても、閲覧をすることはできない。

③ まとめ

以上のことからすれば、事件番号が「特定の個人が識別されうる情報」であり、

かつ、「公にしないことが正当であると認められるもの」であることは明らかである。

(3) 条例第 10 条第 2 号に該当すること

法人を当事者とする訴訟の記録においても、一般的に、当該法人の法人等の取引先に関する情報や財務経理に関する情報等が記載されている。

訴訟制度上、神戸市又は神戸市長を当事者とする訴訟の相手方である特定の法人に係る当該法人の法人等の取引先に関する情報や財務経理に関する情報等が公にされているとはいえないことは(2)で述べたとおりであり、事件番号が「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」であることは明らかである。

(4) 結語

以上のとおり、実施機関による本件部分公開の決定に条例違反はなく、申立人の主張には理由がないから、本件部分公開の決定は、妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げた訴訟事件に係る、それぞれの「委任状」及び「支出決定兼命令書」である。

「委任状」は、神戸市又は神戸市長が、訴訟代理人として訴訟行為等を弁護士に委任した文書であり、委任する弁護士の氏名や法律事務所、事件の相手方、裁判所、事件の表示、委任事項等が記載されている。

「支出決定兼命令書」は、弁護士への着手金及び報酬金の支出に係る決議文書であり、事件名や支出額、支出先となる弁護士の氏名、銀行口座等が記載されている。

(2) 争点

実施機関は、本件対象文書のうち、訴訟の事件番号及び事件名（相手方が特定される可能性があるものに限る。）、相手方の氏名並びに弁護士の銀行口座を、条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 2 号アに該当するとして、非公開とする部分公開の決定を行った。これに対し、申立人は、非公開とされた情報のうち「事件番号」を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、「事件番号」の条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 2 号ア該当性である。

以下、検討する。

(3) 訴訟記録の閲覧について

実施機関は、事件番号が分かれば裁判所で訴訟記録の閲覧請求ができ、当該訴訟の当事者に関する情報を知りうることから、事件番号は非公開情報に該当すると主張している。

訴訟記録の閲覧に関しては民事訴訟法第 91 条に規定があり、同条第 1 項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めら

れている。

一方、同法第91条第2項において、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係者に限り閲覧を請求することができるとされており、また、同法第92条第1項において、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合及び訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されている場合については、裁判所は、当該当事者の申立てにより、閲覧等の請求を当事者に限定することができるとされている。

すなわち、民事訴訟法は、憲法第82条の裁判の公開を徹底する趣旨から、原則として訴訟記録を公開し、すべての人に閲覧請求権を認めているものの、一定の場合には閲覧の制限を規定し、個人のプライバシーや企業秘密など当事者の秘密保持の利益と第三者の閲覧請求権との調整を図っているものと解される。

(4) 条例第10条第1号ア該当性について

条例第10条第1号アに該当して非公開となる情報とは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められるものである。

本件において争点となっている事件番号は、各裁判所において訴訟事件ごとに付される識別番号であり、受理した年、事件種別ごとの記号及び番号によって構成されている。

事件番号そのものだけでは特定の個人が識別できる情報とはいえませんが、事件番号が分かれば、裁判所において訴訟記録を閲覧でき、訴訟の当事者に関する情報を知りうる可能性がある。したがって、事件番号は、当該訴訟記録と結合することにより、特定の個人が識別されうる情報であると考えられる。

一方、公にしないことが正当であると認められるかどうかについては、(3)で述べたように、訴訟記録の閲覧には民事訴訟法において個人のプライバシーに配慮した一定の制限が設けられているところではあるが、事件番号を公開することにより、少なくとも訴訟の当事者が誰であるかの情報は容易に知り得る可能性があるため、例えば「神戸市を当事者とする訴訟に関する文書」といった公開請求があった場合に、新たに当該訴訟の事件番号を公開することについては、「個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とする条例第3条の趣旨から、慎重に検討すべきものと考えられる。

しかし、本件においては、申立人は請求対象である訴訟の事件番号を示した上で本件請求をしており、申立人自身はすでに本件事件番号を把握している。

当審査会は、非公開となるプライバシー情報の該当性の問題について、これまでに平成8年6月17日付神戸市公文書公開審査会答申第31号で、「公にされたくないと考えられる情報が、本件情報の公開により、本人の意思に関わりなく、これを知ること

になる者の範囲が拡大するか否かを、条例第7条第1号（注：現行条例第10条第1号に該当）該当性の判断基準とすることが妥当と考える」と示している。

当該判断基準をもとに本件に即して考えると、すでに本件事件番号を知っている申立人にこれを公開しても、本件事件番号を知る者の範囲は拡大しない。

以上から判断すると、事件番号は、通常、特定の個人が識別されうる情報であると考えられるとしても、本件においては、本件事件番号を知る者の範囲が拡大しない以上、実質的にこれを非公開とすべき理由は認められない。

したがって、事件番号が条例第10条第1号アに該当するとした実施機関の判断は妥当とはいえない。

(5) 条例第10条第2号ア該当性について

条例第10条第2号アでは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非公開としている。

事件番号が分かれば、裁判所において訴訟記録を閲覧でき、訴訟当事者たる法人等に関する情報を知りうる可能性はあるが、(4)において個人のプライバシー情報について検討したのと同様、本件では申立人は事件番号を示したうえで本件請求をしているのであるから、本件においては、事件番号を公開しても、訴訟当事者たる当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、実質的にこれを非公開とすべき理由は認められない。

したがって、事件番号が条例第10条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当とはいえない。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別紙

共助組合事件

神戸地裁平成〇〇年（行ウ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

大阪高裁平成〇〇年（行コ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

最高裁平成〇〇年（行ツ）第〇〇号、（行ヒ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日決定

弁護士報酬請求事件

神戸地裁平成〇〇年（行ウ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

福祉外郭団体事件

神戸地裁平成〇〇年（行ウ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

大阪高裁平成〇〇年（行コ）第〇〇号、第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

最高裁平成〇〇年（行ヒ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

外郭団体事件

神戸地裁平成〇〇年（行ウ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

大阪高裁平成〇〇年（行コ）第〇〇号、第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

最高裁平成〇〇年（行ツ）第〇〇号、平成〇〇年（行ヒ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日
決定

〇〇〇〇事件

神戸地裁平成〇〇年（行ウ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

大阪高裁平成〇〇年（行コ）第〇〇号平成〇〇年〇月〇〇日判決

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年1月25日	—	* 諮問書を受理
平成25年2月20日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年3月14日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成25年3月19日	第265回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年4月22日	第266回審査会	* 審議
平成25年5月27日	第267回審査会	* 審議
平成25年6月17日	第268回審査会	* 審議
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議